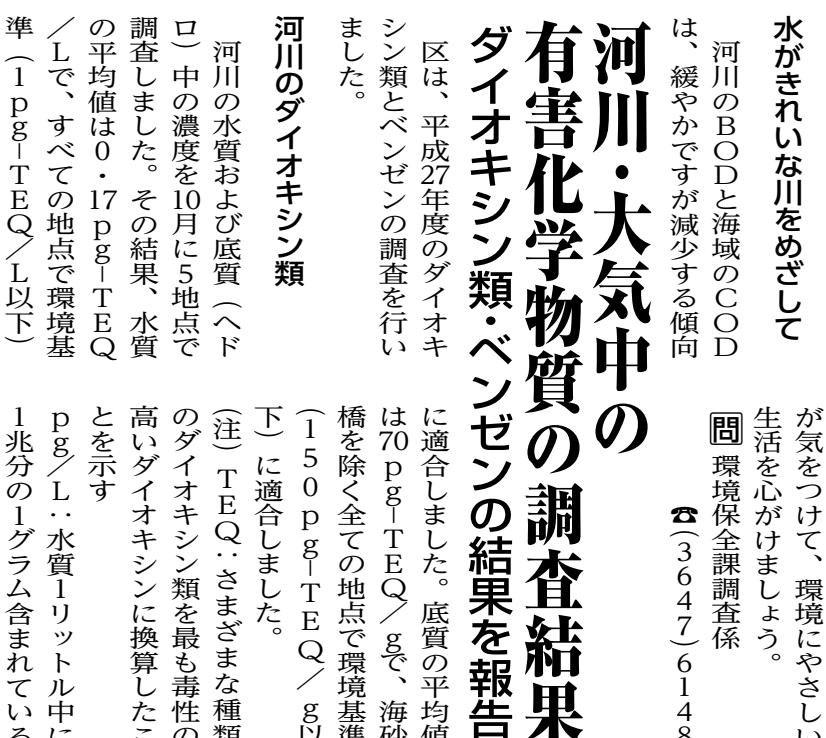


区には、横十間川、大横川、小名木川などの河川や砂町運河、東雲運河などの海域があります。区では、河川12地点と海域3地点の計15地点で、年4回(4月、7月、10月、1月) 水質調査を実施しています。

河川(河川における水質の汚れを示すBOD(生物化学的酸素要求量)の測定値は0.2、2.3、3.7mg/lの範囲の値で、すべての測定値が環境基準(5mg/l以下)に適合していました。また、水に溶けている酸素の量を示すDO(溶存酸素量)の測定値は3.7、7.7mg/lの範囲の値で、約8割ほどの測定値が環境基準(5mg/l以上)に適合していました。

「海域」海域における水質の汚



河川のダイオキシン類

河川の水質および底質(ヘドロ)中の濃度を10月に5地点で調査しました。その結果、水質の平均値は0.17pg-TEQ/L以下、すべての地点で環境基準(1pg-TEQ/L以下)に適合していました。

河川のダイオキシン類

河川の水質および底質(ヘドロ)中の濃度を10月に5地点で調査しました。その結果、水質の平均値は0.17pg-TEQ/L以下、すべての地点で環境基準(1pg-TEQ/L以下)に適合していました。

有害化学物質の調査結果

ダイオキシン類・ベンゼンの調査結果を報告

区は、平成27年度のダイオキシン類とベンゼンの調査を行いました。

河川のダイオキシン類

河川の水質および底質(ヘドロ)中の濃度を10月に5地点で調査しました。その結果、水質の平均値は0.17pg-TEQ/L以下、すべての地点で環境基準(1pg-TEQ/L以下)に適合していました。

平成27年度 河川水質調査結果

区内河川・海域の水質は良好「水がきれいな川をめざして」

区には、横十間川、大横川、小名木川などの河川や砂町運河、東雲運河などの海域があります。区では、河川12地点と海域3地点の計15地点で、年4回(4月、7月、10月、1月) 水質調査を実施しています。

河川(河川における水質の汚れを示すBOD(生物化学的酸素要求量)の測定値は0.2、2.3、3.7mg/lの範囲の値で、すべての測定値が環境基準(5mg/l以下)に適合していました。また、水に溶けている酸素の量を示すDO(溶存酸素量)の測定値は3.7、7.7mg/lの範囲の値で、約8割ほどの測定値が環境基準(5mg/l以上)に適合していました。

「海域」海域における水質の汚

河川・大気中の有害化学物質の調査結果

ダイオキシン類・ベンゼンの調査結果を報告

区は、平成27年度のダイオキシン類とベンゼンの調査を行いました。

河川のダイオキシン類

河川の水質および底質(ヘドロ)中の濃度を10月に5地点で調査しました。その結果、水質の平均値は0.17pg-TEQ/L以下、すべての地点で環境基準(1pg-TEQ/L以下)に適合していました。

河川のダイオキシン類

河川の水質および底質(ヘドロ)中の濃度を10月に5地点で調査しました。その結果、水質の平均値は0.17pg-TEQ/L以下、すべての地点で環境基準(1pg-TEQ/L以下)に適合していました。

有害化学物質の調査結果

ダイオキシン類・ベンゼンの調査結果を報告

区は、平成27年度のダイオキシン類とベンゼンの調査を行いました。

食品中の放射性物質の検査結果

空間放射線量の測定結果(第4回)

食品中の放射性物質の検査結果

区では、区内の店舗で販売されている食品や小中学校の給食用食材などに含まれる放射性物質を検査しています。2月は区内流通食品10サンプルと、給食用食材は豊洲北小、扇橋小、平久小、深川第六中の給食用食材各校5サンプルの合計20サンプル、および給食で飲んでいる牛乳について、小中学校で1サンプル(全校銘柄・工場とも同一)、保育園で12サンプルを採取して検査を行い、いずれも放射性セシウムは不検出でした(検出下限値25ベクレル/kg、牛乳や乳児用規格適用食品など基準値の低い食品の検出下限値は0.5〜2.4ベクレル/kg)。給食用食材は、使用前の前日に検査を行っています【小中学校についての問合せ先】学務課給食保健係☎3647-9177【区立保育園についての問合せ先】保育課保育管理係☎3647-9094【区立以外の保育園についての問合せ先】保健所生活衛生課食の安全係☎3647-5812※詳細は、区ホームページをご覧ください。

空間放射線量の測定結果(第4回)

定点10施設を3か月毎(年4回)に測定しています。第4回を1/21、2/18に実施しました(右表)。地上1mにおける平均測定値は、1/21、2/18ともに0.06μSv/hで、いずれも国の対応方針を下回りま

マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意を!!

マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせ(電話・手紙・訪問・メール)により、不正に個人情報取得する、詐欺を行うなどの情報が寄せられています。「不審な電話は、すぐに切る」「訪問があつたら、断る」皆さん注意しましょう!

マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせ(電話・手紙・訪問・メール)により、不正に個人情報取得する、詐欺を行うなどの情報が寄せられています。「不審な電話は、すぐに切る」「訪問があつたら、断る」皆さん注意しましょう!

※このような場合は注意

・あなたの個人情報が入っている手続書にお金が必要と説明された。

・銀行口座にマイナンバーが必要なのでキャッシュカードを見せてほしいと言われた。

・国や区役所名でマイナンバーに関するメールが届いた。

※不審な問い合わせは

・深川警察署☎3647-01110

・東陽警察署☎3649-01110

・東京湾岸警察署☎3570-01110

※マイナンバーカード等の問い合わせは

・江東区個人情報番号コールセンター☎0577-0045010(午前8時半〜午後8時)

区内中小企業・事業所をサポート

創業支援、展示会への出展経費など、経営に関する各種補助事業を実施

創業支援 事務所・店舗等の賃料	ホームページ作成費(新規開設)
対象経費 事務所・店舗等の賃料(敷金・礼金等は補助対象外)	対象経費 (*)
金額・期間 下表のとおり 2年	○ホームページの作成に係る委託費(外部委託の場合)
対象者 平成28年度内に創業し、店舗等が区内にあるもの	○ホームページ作成ソフトおよびその解説本の購入費(自社作成の場合)
件数 製造業2件、製造業以外3件※書類審査のうえ、申請者多数の場合は抽選。補助の適否は全員に通知	金額 対象経費の2分の1以内で上限5万円
締切 7/29(金)	対象者 区内の中小企業(遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、宗教法人などの業種を除く)
交付 賃料支払終了後、実績報告書に基づき交付	条件 ①ホームページの新規作成に着手する前に申請が必要
補助月数 上限額と補助率	②事業完了期限の平成29年3/17(金)までに事業を完了(作成済のホームページをインターネット上にアップロードのうえ、経費の支払いを全て終了し、実績報告書提出)
補助開始月〜12か月目(1年目)	③作成するホームページが他の主催するウェブサイトの一部でないこと
製造業 月額 10万円	④既にあるホームページの変更・更新でないこと
製造業以外 月額 5万円	交付 書類審査で補助の適否を決定し、事業完了後、補助条件等を確認のうえ実績報告書に基づき交付
13か月目〜24か月目(2年目)	※対象外経費[通信経費、維持管理費等ホームページ作成に直接関係しない経費、パソコン等設備購入費]
製造業 月額 5万円	新製品・新技術開発費
製造業以外 月額 3万円	対象事業 中小企業が自ら行う研究開発で平成28年度中に事業が完了する見込みのあるもの(新製品の開発技術、機械器具(装置)の高性能化・省力化・自動化のための技術、新物質(新材料)の開発利用技術など)
※製造業とは、日本標準産業分類で定める大分類「製造業」	金額 対象経費の3分の2以内で上限300万円
展示会・見本市への出展経費	対象者 区内の中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が区内事業者)で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
対象経費 出展料・出展小間料・展示装飾費	件数 5件(予定)
金額 対象経費の2分の1以内で上限20万円	締切 6/30(木)
対象者 区内の中小企業または区内中小企業団体※近2か年度連続で、この補助金の交付を受けた場合は対象外	交付 書類審査および面接審査で、補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付
対象事業 国内外で開催される展示会、見本市等への出展※主として販売を目的としない展示会等に限る	都立産業技術研究センター利用料
締切 出展する展示会等の開催日の1か月前	対象経費 依頼試験、オーダーメイド試験、実地技術試験、各種試験機器、オーダーメイド開発支援、製品開発支援ラボを利用し、実際に支払った利用料
交付 書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付	金額 対象経費の3分の2以内で、年度内上限15万円
産学連携による共同研究費	対象者 区内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業
対象経費 大学等に支払う共同(委託)研究に係る契約金	交付 書類審査のうえ補助の適否を決定し、交付
金額 対象経費の3分の2以内で上限300万円	
対象者 区内の中小企業または区内中小企業団体	
対象事業 (*)	
件数 2件(予定)	
交付 書類審査および面接審査で補助の適否を決定し、実績報告書に基づき交付	
※申請時に大学等と契約が完了し、契約金の支払いが済んでいないものに限り	

活力あるまちづくりのためには、区内経済や中小企業の活性化が不可欠です。区では、中小企業支援のための各種補助事業を行っています。補助対象や内容、条件などの詳細は区ホームページをご覧ください【申】経済課産業振興係(区役所4階29番)にある申請書に必要書類および資料を添付し窓口で☎3647-2332、FAX3647-8442

知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)取得費	新製品・新技術広告宣伝費
対象経費 出願料、登録料、審査請求料、弁理士に支払う報酬	対象経費 新聞・企業雑誌等への広告掲載料(紙媒体への掲載で自社で新たに開発した製品のみ)
金額 対象経費の2分の1以内で上限10万円(特許権の取得にあっては上限30万円)	金額 対象経費の3分の2以内で上限100万円
対象者 区内に本社を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業	対象者 区内に本店および主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業※前年度の補助金の交付を受けた場合は、補助対象外
件数 各5件(予定)	件数 3件(予定)
交付 書類審査のうえ補助の適否を決定し、交付	交付 書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付
申請書 4/18(月)〜	申請書 4/18(月)〜
環境規制等取得費	
対象経費 ISOやエコアクション21等の環境認証やプライバシーマークを新たに取得する場合の経費の一部	
金額 下表のとおり	
対象者 区内に本社および環境認証等を受ける事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業※認定を受ける前に必ず申請してください	
交付 書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付	
対象事業 対象経費 補助率 限度額	
ISO9001認証取得	50万円
ISO14001認証取得	
ISO27001認証取得	
エコアクション21認証取得	20万円
プライバシーマーク認定取得	

資金金	あっせん限度額	返済期間(据置)	年利(%)	利子補助率(%)	自己負担率(%)	備考
運 転	1,250万円	6年(6か月)	1.9	0.8	1.1	
短期運転	300万円	1年(2か月)	1.6	0.9	0.7	
設 備	2,000万円	6年(6か月)	2.1	0.8	1.3	
小規模企業特別(一般)	(運転設備) 1,250万円(各資金合計)	6年(6か月)	1.9	0.7	1.2	従業員数が、卸・小売業(飲食業含む)、サービス業は5人以上、製造業等は20人以下
小規模企業特別(小口零細保証制度)	(運転設備)(借換)	6年(6か月)	1.9	0.7	1.2	借換はなし
借 換	2,000万円	9年(なし)	2.1	0.7	1.4	区の制度融資のみ利用可能
環境保全対策II(アスベスト対策)	1,250万円	6年(12か月)	2.1	1.1	1.0	
多角化・転業支援	1,250万円	6年(12か月)	2.1	1.4	0.7	
設備強化資金	(運転設備) 4,000万円	9年(12か月)	2.1	1.1	1.0	※1
*商店街空き店舗活用	(運転設備) 1,000万円	6年(12か月)	2.1	1.6	0.5	※2
創業支援	(運転設備) 1,000万円	6年(12か月)	2.1	1.8	0.3	※3
*商店街空き店舗活用	(運転設備) 1,500万円	6年(12か月)	2.1	1.6	0.5	※4
*特定創業支援	(運転設備) 1,000万円	6年(12か月)	2.1	1.8	0.3	※4
団 体	(運転設備) 1億円(転貸組合員1,000万円)	1年(2か月)	1.6	—	1.6	
	(設備)	5年(6か月)	1.9	—	1.9	

地域で活動する団体のイベント・活動情報などが集まるポータルサイトです。情報収集・発信の場としてご利用下さい。

【パソコンから】http://kotocommu.net/

【携帯電話から】http://genki365.net/gnkk22/i/ (右記の二次元コードからも入れます) 区民協働推進担当☎3647-8570